

甲府市テレワーク導入助成金交付要綱

令和2年11月4日
産 第 7 号

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に加え、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方を推進するため、情報通信技術を活用し在宅勤務等の環境を整備する中小企業者等に対し、テレワーク導入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者をいう。ただし、次の者を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の会社。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

(2) テレワーク 情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。

(3) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。

(対象者)

第3 助成金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する中小企業者等であること。

(2) 市内の事業所に常時使用する従業員を2名以上雇用していること。

(3) 申請日の属する年度の末日までにテレワーク環境を整備し、従業員がテレワークを実施し、今後においても継続的なテレワークの実施が見込まれること。

(4) 申請時において市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は交付対象としない。

- (1) 宗教上の組織、団体又は政治団体
- (2) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

（対象経費）

第4 この助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。ただし、国等から同様の助成を受けるとき又は受けたときは、当該助成を受ける経費又は受けた経費については、助成対象経費に含まないものとする。

（助成金の額）

第5 助成金の額は、助成対象経費の総額に10/10を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

2 前項の助成金は、予算の範囲以内とする。

（助成金の申請等）

第6 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、甲府市テレワーク導入助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書
- (2) 法人にあつては資本金の出資者のわかる書類（法人税申告書の別表二「同族会社の判定に関する明細書」等）
- (3) 市内に事業所を有することを証する書類（法人にあつては、法人市民税確定申告書又は法人市民税納税証明書等の写し、個人事業主にあつては、所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは開業届書等）
- (4) 事業計画書（別紙1）
- (5) 所要経費見積書（見積書の写し）
- (6) 誓約書（別紙2）
- (7) 国等から助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7 市長は、第6の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を甲府市テレワーク導入助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第8 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消すこととし、甲府市テレワーク導入助成金交付決定取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付を受けた助成金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるときは、甲府市テレワーク導入助成金返還命令書（第4号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第9 交付決定者は、事業実施後、速やかに甲府市テレワーク導入助成事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別紙3）
- (2) 所要経費報告書（別紙4）
- (3) 国等から助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第10 市長は、第9の規定により提出された報告書等を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、甲府市テレワーク導入助成金交付確定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(経過報告)

第11 市長は、甲府市テレワーク導入助成金交付事業の実施状況確認のため、交付決定者に対し、現地調査及び事業実施経過について聞き取り等を行うことができる。

(財産の管理等)

第12 交付決定者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第13 交付決定者は、原則として市長の承認を得ずに取得財産を処分してはならない。ただし、財産取得の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りではない。

2 市長は、交付決定者が前項に規定する承認を得て、財産を処分したことにより収入を得た場合には、当該収入の全部又は一部を返納させることができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行し、令和2年11月4日以降にテレワークの導入に要した経費に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年7月1日以降にテレワークの導入に要した経費に適用する。

別表 (第4関係)

経費区分	助成対象経費
機器等導入費 ※リースを含む	【テレワーク導入に要する経費】 ①パソコン・タブレット端末等のハードウェア (プリンター・スキャナー等の周辺機器を含む) ②通信制御機器装置 (ルーター、無線 LAN 機器等) ③ソフトウェア
委託外注費	①設計・設置・設定費用
その他経費	上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

第1号様式(第6関係)

年 月 日

(あて先) 甲府市長

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

印

甲府市テレワーク導入助成金交付申請書

甲府市テレワーク導入助成金交付要綱第6の規定により、次のとおり助成金の申込書を提出します。

1 会社概要 業 種 _____
 従業員数 _____名

2 添付書類

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 資本金の出資者のわかる書類
- (3) 市内に事業所を有することを証する書類
- (4) 事業計画書(別紙1)
- (5) 所要経費見積書(見積書の写し)
- (6) 誓約書(別紙2)
- (7) 市税に滞納がないことを証する書類

第2号様式(第7関係)

産 指 令 第 号
年 月 日

事業者名
代表者名 様

甲府市長

甲府市テレワーク導入助成金交付（不交付）決定通知書
年 月 日付けで申請のあった甲府市テレワーク導入助成金に
ついて、次のとおり決定しましたので甲府市テレワーク導入助成金交付要綱
第7の規定により通知します。

1 交付する

交付金額（予定額） 円

2 交付しない

理由

第3号様式（第8関係）

産 発 第 号
年 月 日

事業者名
代表者名

様

甲府市長

甲府市テレワーク導入助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 号で交付決定した甲府市テレワーク導入助成金については、次の理由により取り消しましたので、甲府市テレワーク導入助成金交付要綱第8の規定により通知します。

1 取消の理由

第4号様式（第8関係）

産 発 第 号
年 月 日

事業者名
代表者名 様

甲府市長

甲府市テレワーク導入助成金返還命令書

年 月 日付け 号で交付決定した甲府市テレワーク導入助成金について、既に交付した助成金を次のとおり返還するよう甲府市テレワーク導入助成金交付要綱第8の規定により通知します。

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還方法

第5号様式（第9関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

印

甲府市テレワーク導入助成事業実績報告書

甲府市テレワーク導入助成金交付要綱第9の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

1 申請金額 円

2 添付書類

（1）事業実績報告書（別紙3）

（2）所要経費報告書（別紙4）

（3）国等から助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

3 振込先

振込先	銀行・支店	
	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
	フリガナ	
	口座名義人氏名	

※口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座にできない場合は、委任状を提出してください。

第6号様式(第10関係)

産 指 令 第 号
年 月 日

事業者名
代表者名 様

甲府市長

甲府市テレワーク導入助成金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった甲府市テレワーク導入助成金について、次のとおり決定しましたので、甲府市テレワーク導入助成金交付要綱第10の規定により通知します。

助成金交付確定額 円

別紙 1

事業計画書

事業内容 (機器導入・実施スケジュール等)	
概算事業費	円

別紙 2

誓 約 書

甲府市テレワーク導入助成金の交付申請にあたり、次の内容について誓約します。

記

- 常時使用する従業員数は2名以上です。
- 宗教上の組織、団体又は政治団体ではありません。
- 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではありません。
- 甲府市テレワーク導入助成金交付要綱第2条（1）に規定する「みなし大企業」ではありません。
- 必要に応じ、助成事業の実施状況確認のため、助成事業者に対し、現地調査及び事業実施経過について聞き取りを行うことに同意します。
- 申請書類及びその内容について、事実と相違ありません。当助成金交付要綱第9の規定により、虚偽の記載や報告があった場合や当助成金交付要綱第12に反して取得財産を処分した場合、その他不正があった場合は、当該助成金を返還することに同意します。

年 月 日

甲府市長 あて

所在地

事業者名
代表者名

印

別紙 3

事業実施報告書

	項目	事業内容の説明等
1	事業実施期間	(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
2	テレワーク 実施報告 ※ 任意の1 日分の報 告を記入	(実施日) 年 月 日
		(実施人数) 名
		(実施内容) ※写真等添付
3	テレワークを 導入した効果 について	

4	テレワークを実施したことがわかる書類	<p>1日以上のテレワークを実施したことがわかる書類を本報告書に添付してください。</p> <p>※①～④を組み合わせただいても構いません。</p> <p>①新たに導入したリモート機器で社内システムにアクセスしたことがわかる記録等の写し</p> <p>②新たに導入した web 会議ツール等を使用し、会議等を実施したことがわかる書類等</p> <p>③テレワークを行ったことを証明できる資料（勤怠、業務日報等）</p> <p>④その他</p>
---	--------------------	---

別紙 4

所要経費報告書

※記載した経費の請求書（見積書）と領収書（写し）を添付してください。

経費区分	内 容	規 格 (型番)	数 量	単 価 (円)	助成対象 単価(円)	助成対象 経費(円)
機 器 等 導 入 経 費						
委 託 外 注 経 費						
そ の 他 経 費						
合 計						
					助成金額	

※単価はすべて税込みで記入してください。

※行が足りない場合は追加してください。